

東久留米市地域包括支援センターの運営基準に関する条例制定について

1 条例制定の背景

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）により一部改正された介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき、現在国が厚生労働省令（以下「省令」という。）で定められている地域包括支援センターの運営基準を、市町村が条例で定めることとなりました。これらの条例制定にあたっては、省令で定められていた基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分します。「従うべき基準」は、省令と異なる内容を定めることはできないとされ、「参酌すべき基準」は、市町村の実情に応じて異なる内容を定めることはできないとされ、「参酌すべき基準」は、市町村の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されています。

市町村における運営基準の条例化については、平成 27 年 3 月 31 日までに制定、施行することとされています。

2 条例制定の方向性

① 条例の基本的な考え方

原則として、現行の省令と同等のものを規定します。

② 条例の趣旨

東久留米市地域包括支援センターの運営基準に関する条例を制定します。地域包括支援センターが包括的支援業務を実施するために必要なものとして、市町村が条例で定める際の基準は、以下のとおりです。

<従うべき基準>

- ・職員に係る基準及び員数（職員の員数及び人員配置基準）

<参酌すべき基準>

- ・従うべき基準以外の事項（基本方針等）

東久留米市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（案）
（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第4項の規定に基づき市が定める地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準並びに当該職員の員数以外の事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、特に定める場合を除き、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（基本方針）

第3条 地域包括支援センターは、次条第1項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

（職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準）

第4条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- （1）保健師その他これに準ずる者 1人
- （2）社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- （3）主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。